平成２１年（フ）第７３９号
埼玉県所沢市大字坂之下1148番地の３
債務者　片山由貴子
１　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４５７号
山梨県中巨摩郡昭和町河東中島108番地３
債務者　今村　正志
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
山梨県笛吹市石和町小石和514番地４
債務者　滝沢ひろみ
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢18番地11
債務者　田鎖　妙子
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１７２４号
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町742番地の１
債務者　大義工業所こと大本こと　王　　義夫
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６９号
京都市上京区仁和寺街道千本西入仲御霊町80番地１
債務者　藤井　千久
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９５号
京都市右京区太秦桂ヶ原町17―16、住民票上の住所京都市東山区大和大路通三条下る新五軒町180番地
債務者　坂田　和重
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０４号
京都市右京区太秦一ノ井町２番地４　廣栄荘２号室
債務者　田中　久枝（旧姓小原）
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６１号
京都市南区東九条南川辺町40　洛陽交運南河社宅302号、住民票上の住所京都市南区西九条森本町65番地　洛陽交運株式会社内
債務者　坪井　　篤
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８８号
京都市左京区下鴨東高木町25番地５、申立時の住所京都市左京区下鴨西半木町78番地
債務者　平沢こと　平澤　園子（通称名佳穂）
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２００４号
京都市山科区西野大鳥井町89番地６　ハイツ西野207号
債務者　ダイヤモンドムーンこと　乾　　まり
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１１号
京都市山科区音羽野田町15番地　ループル音羽4011
債務者　隅田工業こと　隅田　　明
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１２号
京都府八幡市八幡清水井237番地
債務者　道家　吉二
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０１３号
京都府八幡市八幡清水井237番地
債務者　道家　道子
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０５３号
京都府相楽郡笠置町大字有市小字羽根田36番地の１
債務者　フラワーショップ花華こと　森脇　令江
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６０号
京都市上京区小川通一条上る革堂町589番地パレブラン一条402号
債務者　藤原加津子
１　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係